成することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。 (1)～(6)　［省］ **様式第3**（第5条関係） 第3表 導管投資額明細表（一般ガス導管事業者） ［省］ 特定導管投資額明細表（特定ガス導管事業者） ［省］	成することを要しない。 (1)～(6)　［略］ **様式第3**（第5条関係） 第3表 導管投資額明細書（一般ガス導管事業者） ［省］ 導管投資額明細書（特定ガス導管事業者） ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第三第1表を次のように改める。

様式第3（第5条関係）

第1表

超過利潤計算書

事業者名

年　月　日から
年　月　日まで

（単位：千円）

項目	金額
税引前託送供給関連部門当期純利益（又は税引前託送供給関連部門当期純損失）(①)	
託送供給関連部門の営業外費用（その他に限る。）(②)	
託送供給関連部門の営業外収益（雑収入を除く。）(③)	
託送供給関連部門の特別損益（④）	
その他調整額（⑤＝⑥＋⑦）	
補償料等収入（⑥）	
最終保障供給取引損益（⑦）	
調整後税引前託送供給関連部門当期純利益（又は調整後税引前託送供給関連部門当期純損失）(⑧＝①＋②－③－④－⑤)	
調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等（⑨）	
調整後託送供給関連部門当期純利益（又は調整後託送供給関連部門当期純損失）(⑩＝⑧－⑨)	
託送供給関連部門事業報酬額（⑪）	
減少事業報酬額（⑫）	
託送供給関連部門の営業外費用（資金調達に限る。）(⑬)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑭＝⑩－⑪＋⑫＋⑬）	
うち想定原価と実績費用との乖離額	

注）必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

○経済産業省令第三十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）附則第十一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（昭和三十九年通商産業省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （供給規程以外の供給条件） **第二条**　改正法附則第五条第一項の承認を受けようとする者は、附則様式第一の供給規程以外の供給条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない。 （第三条新法附則第十項の規定による認定の申請） **第十八条**　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三条新法」という。）附則第十一項の申請書は、附則様式第二によるものとする。	**附　則** （供給規程以外の供給条件） **第二条**　改正法附則第五条第一項の承認を受けようとする者は、附則様式の供給規程以外の供給条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない。 ［新設］